

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

社員等が働きやすい環境を整備することによって、能力を十分に発揮し、また、働きがいをもって継続勤務できる企業となるため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

2026 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日

2 女性活躍推進法に基づく行動目標

目標 1

管理職（出向者除く）に占める女性労働者の割合を 50%以上とする。

【取組内容】

2026 年 4 月～

- ・階層別研修を拡充した新研修プログラムを開始し、管理職への昇格意欲の向上を図る。
- ・計画的な人財育成及び登用を推進する。
- ・年 2 回、上司との目標面談を実施し、キャリア形成に対する社員等の意識を醸成する。

3 女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく行動目標

目標 2

月平均所定外労働時間を 15 時間未満とする。

【取組内容】

2026 年 4 月～

- ・通常業務の見直しおよび効率化を推進する。
- ・各部門の所定外労働時間を定期的に把握し、必要に応じ業務内容の改善を行なう。
- ・DX の推進、AI の活用及びフレックスタイム制等を活用し、効率的な働き方を推進する。

4 次世代育成支援対策推進法に基づく行動目標

目標 3

全社員が育児休業を取得しやすい環境を整備し、育児休業取得率 100%とする。

【取組内容】

2026 年 4 月～

- ・対象者が確実に育児休業を取得できるよう各種支援（就業環境の整備等）を行う。
- ・対象者に対する制度説明および個別の取得意向確認を着実に実施する。
- ・育児休業制度等に関する情報提供・社内周知を継続的に実施する。（ポスター掲示等）